

議案第 80 号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び 審査会の共同設置の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、次の条項により町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会（以下「認定委員会等」という。）の共同設置の廃止に関し協議することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

（廃止の理由）

第 1 条 事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）において、町村等の非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うこととすることに伴い、認定委員会等の共同設置を廃止する。

（廃止の期日）

第 2 条 認定委員会等の共同設置の廃止の期日は、平成 29 年 3 月 31 日とする。

（事務及び財産の承継）

第 3 条 認定委員会等の事務は鳥取県町村総合事務組合に引き継ぎ、財産は同組合に帰属させる。

平成 28 年 12 月 7 日

日野町長

景山 享弘

概要

1 提出理由

事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村職員退職手当組合（平成29年4月1日以後は、鳥取県町村総合事務組合）において、町村等の非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うこととすることに伴い、認定委員会等の共同設置を廃止する。

2 内容

- ・廃止の期日は、平成29年3月31日とする。
- ・認定委員会等の事務は鳥取県町村総合事務組合に引き継ぎ、財産は同組合に帰属させる。